

公的機関における労使トラブルの相談が  
増加しているそうですが？

### A. 平成15年度は約73万 件の労使トラブルの相談が あり、全国的に増加傾向で 推移しています。

平成13年10月に、個別労働関係紛争解決  
促進法（以下、解決促進法という）が施行され  
て以来、全国各地で労使トラブルの相談が急増  
しています。これは潜在的にあった労使トラブ  
ル事案が、公的相談窓口の開設に伴っていつき  
に噴出したことも一因だと考えられます。ただ  
労働者の権利意識の高揚、就業構造の複雑化等、  
増加傾向は一過性のもではなく、今後も続け  
ていくものと予想されます。この解決促進法は  
労働者側の利用が多くを占めますが、使用者側  
にも利用のメリットがあります。訴訟に比べて  
法的拘束力は弱いですが、短期での解決、訴訟  
に関する費用がかからない等、トラブルの事案  
によっては利用価値がある制度と言えるでしょ  
う。以下、厚生労働省のホームページの資料に  
基づき、労使トラブルの内容、傾向について概  
説していきます。

#### 相談受付状況

労働に関するあらゆる相談にワンストップで  
対応するための総合労働相談コーナー（約30  
0カ所）を開設しているところであるが、平成  
15年度1年間に寄せられた相談は74万42  
57件であった。このうち、労働関係法上の違  
反を伴わない、解雇、労働条件の引下げ等のい  
わゆる民事上の個別労働紛争に関するものが1  
4万823件である。年度ごとの推移をみると、  
確実に件数が増えている。また、民事上の個別

労働紛争にかかる相談内容の内訳は、解雇に関  
するものが29.8%と最も多く、次いで労働  
条件の引下げが15.8%、いじめ・嫌がらせ  
7.4%と続いている。

#### 紛争調整委員会によるあつせん状況

平成15年度の解決促進法に係るあつせん申  
請受理件数は5352件で、平成14年度比7  
6.3%の増加となっている。あつせん申請の  
主な内容は、解雇に関するものが45.1%と  
最も多く、労働条件の引下げが10.3%、い  
じめ・嫌がらせが6.7%と続いている。平成  
15年度1年間に申請を受理した事案の都道府  
県労働局における処理状況を見ると、手続きを  
終了したものは5100件であり、このうち、  
合意が成立したものは2154件（42.2%）、  
自主的解決等により申請が取り下げられたもの  
は467件（9.2%）、紛争当事者の一方が手  
続きに参加しない等の理由により、あつせんを  
打ち切ったものは2439件（47.8%）とな  
っている。処理に要した期間は、1ヶ月以内が  
64.2%、1ヶ月を超え2ヶ月以内が28.  
1%となっている。

申請人は、労働者が5234件（97.8%）  
と大半を占めるが、事業主からの申請も101  
件（1.9%）となっており、労使双方からの  
申請も17件（0.3%）あった。労働者の就  
労状況は、正社員が65.1%と最も多いが、  
パート・アルバイトが17.0%、派遣労働者  
・期間契約社員も12.3%を占めている。事  
業所の規模は、10〜49人が33.5%と最  
も多く、次いで10人未満が21.0%、50  
〜99人が10.1%となっている。また、労  
働組合のない事業所の労働者が66.0%であ  
る。

#### 紛争調整委員会によるあつせんとは？

- ① 労働問題に関するあらゆる分野の紛争（募集  
・採用に関するものを除く）があつせんの対  
象となる。
- ② 手続きが迅速かつ簡便であり、円満な紛争解  
決に向け無償であつせんが受けられる。
- ③ あつせん案が合意された場合は、民法上の和  
解契約の効力を持つ。ただし、あつせん案の  
受諾は自由である。
- ④ 手続きは非公開でプライバシーは保護される。

#### ポイント

紛争調整委員会によるあつせん申請の約半数  
が解雇に関連するものが占めています。合意に  
至った割合は約4割で、処理に要した期間は2  
ヶ月以内で9割以上を占めています。また非正  
社員（パートタイマー等）からの申請が約3分  
の1を占め、今後増加するものと予想されます。  
企業規模では、100人未満で約3分の2を占  
め、中小企業に所属している労働者の利用率が  
高いようです。トラブルの事案によっては、ま  
ず、あつせんによる解決を図るのも一案ではな  
いでしょうか。手前味噌で恐縮ですが、社会保  
険労務士は、このあつせん事案における代理権  
が付与されていますので、事業主に代わって、  
紛争当事者の一方である相手方と代理人交渉が  
行えます。事情によりあつせんが行われる現場  
に事業主が直接行けないケース等で利用されて  
いるようです。お気軽に最寄りの社会保険労務  
士にご相談下さい。